

「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）」に対する意見

対象計画	A. 北海道ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）
氏名	（公財）日本生態系協会会長池谷奉文 ※団体としての意見
住所	郵便番号 171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20
電話番号	03-5951-0244
メールアドレス	head_office@ecosys.or.jp
意見	<p>（ページ数（該当箇所））</p> <p>意見 1 p. 92 「小目標Ⅲ－3：流域治水におけるグリーンインフラの活用推進」の「期待されるストック効果」の部分</p> <p>意見 2 p. 92 「小目標Ⅲ－4：都市・地域における水辺・緑地や良好な生態系の保全・再生・活用等」の「期待されるストック効果」の部分</p> <p>（意見）</p> <p>意見 1 「釧路川・天塩川・十勝川総合水系環境整備事業などの取組により、…生態系ネットワーク形成に貢献した。今後も、河川環境整備を推進し、歴史・文化・自然を活かした魅力ある地域づくりを実現する。」とある部分について、「今後も」の後に「石狩川流域生態系ネットワークの取組など、」を加え、「釧路川・天塩川・十勝川総合水系環境整備事業などの取組により、…生態系ネットワーク形成に貢献した。今後も、石狩川流域生態系ネットワークの取組など、河川環境整備を推進し、歴史・文化・自然を活かした魅力ある地域づくりを実現する。」とする必要があります。</p> <p>意見 2 「都市・地域における水辺・緑地のネットワークが形成される」を「都市・地域における生態系ネットワークが形成される」とする必要があります。</p> <p>（理由・説明）</p> <p>意見 1 について 「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）」（p. 135）では「小目標Ⅲ－4：流域治水におけるグリーンインフラの活用推進」において「関</p>

東エコロジカル・ネットワーク」を推進していく。」を位置付けています。

同様に、「北海道ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）」においても、同様に、これに相当する北海道での取組である「石狩川流域生態系ネットワーク」を挙げることが適切かつ必要と考えます。

（参考）

・「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）」の「小目標Ⅲ－４：流域治水におけるグリーンインフラの活用推進」の「インフラマネジメントの方針を踏まえた取組」の部分（p.135）

「グリーン社会の実現に向け、関東地方においては、多様な主体が協働・連携し、コウノトリ・トキを指標とした河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生の推進と、にぎわいのある地域振興・経済活性化に取り組む「関東エコロジカル・ネットワーク」を推進していく。」

意見 2 について

省庁連携推進、事業効果のより一層の向上等の観点から、国土交通省、農林水産省及び環境省において、水、緑を包含する「生態系ネットワーク」という言葉に、統一する傾向があります。

（参考）

・「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定）

「生態系ネットワーク」が 41 回使われ、「水辺のネットワーク」、「緑地のネットワーク」という言葉は使われていません。「水と緑のネットワーク」という言葉が 1 回使われています。

・国土交通省「国土交通省環境行動計画」（令和 7 年 6 月）

「生態系ネットワーク」が 6 回使われ、「水辺のネットワーク」、「緑地のネットワーク」及び「水と緑のネットワーク」という言葉は使われていません。

「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）」に対する意見

対象計画	F. 近畿ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）
氏名	（公財）日本生態系協会会長池谷奉文 ※団体としての意見
住所	郵便番号 171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20
電話番号	03-5951-0244
メールアドレス	head_office@ecosys.or.jp
意見	<p>（ページ数（該当箇所）） p. 158 「小目標Ⅲ－２：自然共生社会の実現」の「都市・地域における水辺・緑地や良好な生態系の保全・再生・活用等」の「期待されるストック効果」の部分</p> <p>（意見） 「円山川総合水系環境整備事業により、コウノトリ…生態系ネットワークを形成することにより、地域活性化が期待される。」の後に、「また、桂川流域において、マツムシ、スズムシなどの鳴く虫を指標とした生態系ネットワークを形成することにより、草地の保全・再生・活用が期待される。」を加筆する。</p> <p>（理由・説明） 近畿ブロックにおいては、円山川におけるコウノトリを指標とした生態系ネットワーク形成のほか、桂川流域における、鳴く虫を指標とした生態系ネットワークの形成の取組が進められています。国土交通省が事務局を担い、京都市、京都府、地元観光協会、地元の銀行３行が、取組を進める協議会委員となっています。円山川での取組と併せて、示しておくことが必要かつ適切と考えます。</p>

「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）」に対する意見

対象計画	G. 中国ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）
氏名	（公財）日本生態系協会会長池谷奉文 ※団体としての意見
住所	郵便番号 171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20
電話番号	03-5951-0244
メールアドレス	head_office@ecosys.or.jp
意見	<p>（ページ数（該当箇所）） p.131 「小目標Ⅲ-4：流域治水におけるグリーンインフラの活用推進」の「期待されるストック効果」、「インフラマネジメンの方針を踏まえた取組」の部分</p> <p>（意見） 「小目標Ⅲ-4：流域治水におけるグリーンインフラの活用推進」の「期待されるストック効果」又は「インフラマネジメンの方針を踏まえた取組」に「・地域活性化と経済振興を達成する地域づくりの実現に取り組む「斐伊川水系生態系ネットワーク」の取組を推進する。」を加筆する。</p> <p>（理由・説明） 「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）」の「小目標Ⅲ-4：流域治水におけるグリーンインフラの活用推進」の「インフラマネジメンの方針を踏まえた取組」に「「関東エコロジカル・ネットワーク」を推進していく。」が示されています。 中国ブロックにおいても、同様に、中国ブロックにおいてこれに相当する「斐伊川水系生態系ネットワークの取組を推進する。」を示すことが必要かつ適切と考えます。</p> <p>（参考） 「関東ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）」の「小目標Ⅲ-4：流域治水におけるグリーンインフラの活用推進」の「インフラマネジメンの方針を踏まえた取組」の部分（p.135） 「グリーン社会の実現に向け、関東地方においては、多様な主体が協働・連携し、コウノトリ・トキを指標とした河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生の推進と、にぎわいのある地域振興・経済活性化に取り組む「関東エコロジカル・ネットワーク」を推進していく。」</p>

「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）」に対する意見

対象計画	H. 四国ブロックにおける社会資本整備重点計画（原案）
氏名	（公財）日本生態系協会会長池谷奉文 ※団体としての意見
住所	郵便番号 171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20
電話番号	03-5951-0244
メールアドレス	head_office@ecosys.or.jp
意見	<p>（ページ数（該当箇所）） p. 81 の 6 行目 「小目標Ⅲ-4 流域治水におけるグリーンインフラの活用推進」の部分</p> <p>（意見） 「・流域治水…災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生する。」に「生態系ネットワークの形成を図る」を加筆する。すなわち、「・流域治水…災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生し、生態系ネットワークの形成を図る。」とすることが必要かつ適切です。</p> <p>（理由・説明） 関東ブロック、中国ブロック、北海道ブロック、北陸ブロックの各社会資本整備重点計画（原案）では、流域治水関連法案に対する衆議院・参議院附帯決議を適切に反映し、「災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生」に続けて、「生態系ネットワークの形成を図る」ということが示されています。 四国ブロック社会資本整備重点計画においても、同様に、「生態系ネットワークの形成を図る」とすることが必要かつ適切です。</p> <p>（参考） 流域治水関連法案に対する衆議院・参議院附帯決議 ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年4月7日）衆議院国土交通委員会 流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。 ・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年4月27日）参議院国土交通委員会 流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献すること。</p>

	<p>「関東ブロックにおける社会資本整備重計画（原案）」 p. 80 小目標Ⅲ－4 流域治水におけるグリーンインフラの活用推進 「災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより生態系ネットワークの形成を図る。」</p> <p>「中国ブロックにおける社会資本整備重計画（原案）」 p. 85 小目標Ⅲ－4 流域治水におけるグリーンインフラの活用推進 「災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより生態系ネットワークの形成を図る。」</p> <p>「北陸ブロックにおける社会資本整備重計画（原案）」 p. 90 小目標Ⅲ－2：美しく豊かな自然との共生と健全な環境の維持・回復 「災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成を図る。」</p> <p>「北海道ブロックにおける社会資本整備重計画（原案）」 pp. 44-45 小目標Ⅲ－3 流域治水におけるグリーンインフラの活用推進 「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていくグリーンインフラの概念を取り入れ流域治水を推進する。生態系ネットワークに配慮した自然環境の保全や創出、かわまちづくりと連携した地域経済の活性化やにぎわいの創出など、防災機能以外の多面的な要素も考慮し、治水対策を適切に組み合わせることにより、持続可能な地域づくりを推進する。」</p>
--	---